



## 弁護士費用補償

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

国内補償<sup>(※)</sup>

### 1 弁護士費用保険金

弁護士等へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士費用を補償します。

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する弁護士等への委任にかかる費用

$$\times (100\% - \text{自己負担割合 } 10\%)$$

■保険金額  
(保険期間1年間につき)  
通算100万円 限度

### 2 法律相談・書類作成費用保険金

弁護士等および行政書士へ法律相談・書類作成の依頼を行うときに負担した法律相談・書類作成費用を補償します。

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する法律相談・書類作成にかかる費用

■保険金額  
(保険期間1年間につき)  
通算5万円 限度

$$- \text{自己負担額 (免責金額) } 1,000\text{円}$$

(※) 日本国内の法令に基づき解決するトラブルが補償対象となります。

**!** いずれの保険金も、弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

#### お支払い事例(被害事故に関するトラブル)

歩道で自転車に衝突され、左脚を負傷し、障害を負った。加害者に賠償請求しているが応じてくれないため弁護士に相談した。その後、弁護士に委任のうえ訴訟を提起し、最終的に満足のいく賠償金を受け取ることができた。

弁護士等への委任にかかる費用 50万円  
着手金 15万円、報酬金 35万円

弁護士費用保険金のお支払い額  
 $50\text{万円} \times (100\% - 10\%) = 45\text{万円}$

法律相談・書類作成にかかる費用 1万円

法律相談・書類作成費用保険金のお支払い額  
 $1\text{万円} - 1,000\text{円}(\text{自己負担額}) = 9,000\text{円}$

合計 45万9,000円をお支払い

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

**★ 相談できる弁護士が身近にいなくても安心！「弁護士紹介サービス」**  
保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客様から依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客様に弁護士をご紹介します。

**★ 「被害事故・嫌がらせ相談窓口」**  
被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。  
警察OB・OG等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。  
「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

- (注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。
- (注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることができますのでご了承ください。
- (注3) ご利用は日本国内からになります。
- (注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (注5) 「弁護のちから」の保険金をお支払いする事が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。  
事故サポートセンター：【受付時間】24時間365日 0120-727-110

(注) 保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

#### 補償内容と保険料

(保険期間:3年間 団体割引15% 交通傷害危険のみ補償特約セット)

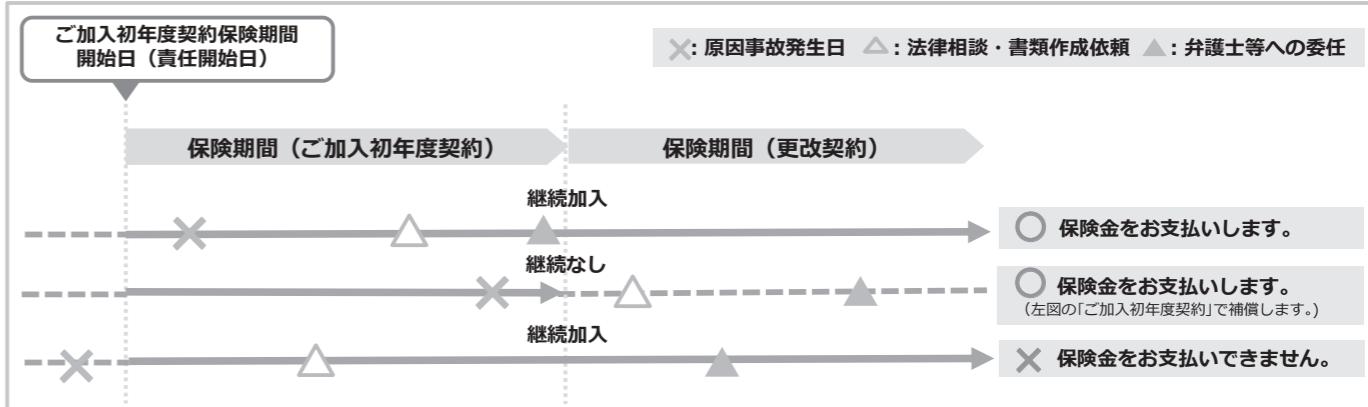
補償内容 (保険金の種類)	保険金額	加入タイプ/ 保険料 (3年一時払)
弁護士費用補償	弁護士費用 (自己負担割合10%)	通算100万円 限度
	法律相談・書類作成費用 (自己負担額1,000円)	通算5万円 限度
ケガの補償 ※交通傷害危険のみ	死亡・後遺障害	X タイプ/ 保険料：7,500円 113万円

- 弁護士費用補償においては、配偶者の方が被った法的トラブルは、補償の対象となりません。
- ケガの補償においては、加入者ご本人のみ対象。

## 弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。
- 保険責任は保険期間開始日の午前0時に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

【保険責任の開始(原因事故発生日と保険期間との関係)(イメージ図)】



#### よくあるご質問

Q1

「学生補償制度」には示談交渉サービスがセットされているため  
「弁護のちから」プランは必要ないのでないですか？

A1

「示談交渉サービス」は被保険者に過失がある場合に、損保ジャパンが被保険者に代わり、示談交渉を行うもので、被保険者に過失がある加害事故の場合に利用できるものです。

一方、被保険者に過失のない被害事故の場合は、損保ジャパンが被保険者の代わりに示談交渉を行うことが法律上できません。事故の相手方が誠実に対応しない場合などは、独自に弁護士に相談・委任をして、解決を図る必要があります。

そのようなケースで、「弁護のちから」プランに加入していれば、損保ジャパンの「弁護士紹介サービス」を利用でき、弁護士委任費用の補償も受けすることができます。